

国立大学法人和歌山大学共同研究取扱規程

制 定 平成 8 年 3 月 1 日

全部改正 平成 1 0 年 1 0 月 3 0 日

最終改正 平成 2 9 年 3 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「共同研究」とは、次のものをいう。

ア 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究（以下「本学における共同研究」という。）。

イ 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの（以下「本学及び民間機関等における共同研究」という。）。

(2) 「民間等共同研究員」とは、民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(3) 「研究担当者」とは、共同研究を担当する本学の教員及び附属学校教員（以下「教員」という。）をいう。

(4) 「研究代表者」とは、本学の共同研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に責任を持つ本学の教員をいう。

(5) 「直接経費」とは、共同研究を遂行するために特に必要となる謝金、旅費、設備費及び消耗品等の直接的な経費をいう。

(6) 「間接経費」とは、共同研究の遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費をいう。

(7) 「部局」とは、本学組織規則に定める学部、機構及び附属機関をいう。

(8) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。

(9) 「知的財産権」とは、本学知的財産規定第 2 条第 1 号に定める知的財産権をいう。

(10) 「知的財産」とは、本学知的財産規定第 2 条第 2 号に定める知的財産をいう。

(受入れの基準)

第 3 条 共同研究は、その内容が本学の教育研究に寄与し、優れた研究成果が期待されるものであり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

(受入れの申込)

第 4 条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、所定の共同研究申込書を学長に提出するものとする。

共同研究取扱規程

2 民間機関等の長は、前項の申込書の提出に当たり、あらかじめ研究代表者と協議するものとする。

3 学長は、第1項の申込みがあつたときは、その旨を研究代表者が所属する部局長に通知しなければならない。

(受入れの決定)

第5条 共同研究の受入れの決定は、研究代表者が所属する部局長に可否の確認を行い、学長が決定する。部局長は、可否の確認に際し、疑義が生じた場合は、所属部局の議を経ることができる。

2 研究担当者が2以上の部局にわたって行われる共同研究の受入れに当たっては、研究代表者が所属する部局長以外の関係部局長と協議を行うものとする。

3 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、契約担当役及び民間機関等の長にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 契約担当役は、前条第1項の通知を受けたときは、民間機関等の長と共同研究契約を締結し、その旨を部局長に通知するものとする。

(研究料)

第7条 民間等共同研究員の研究料は、別に定める額とし、月割計算はしないものとする。

2 同一年度内において、研究期間を延長する場合は、同一の民間等共同研究員に係る研究料は徴収しない。

3 納付された研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

第8条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、共同研究遂行のために、前項の規定により本学が負担するもののほか、特に必要となる直接経費及び間接経費を負担するものとする。

3 間接経費の額は、直接経費の10%に相当する額を標準とする。ただし、共同研究相手側の事情により、これに由りがたい場合は、本学との協議の上、額を決定するものとする。

4 本学は、和歌山大学研究マッチング支援事業による共同研究の場合において、第2項の直接経費の一部を予算の範囲内において負担することができる。

5 本学及び民間機関等における共同研究の場合は、前各項の規定に加え、民間機関等における研究に要する経費等は、民間機関等が負担するものとする。

6 共同研究を完了し、又は第11条第2項の規定により、共同研究を中止したときは、不用となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができる。

(設備等の取扱い)

第9条 本学における共同研究の場合であって、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 本学及び民間機関等における共同研究の場合であって、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

3 本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等から、その所有に係る設備を無償で本学に受入れることができる。

(研究実施場所)

第10条 研究担当者は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、本学以外の施設において研究を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、研究担当者が本学以外の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張若しくは勤務場所として取り扱うものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第11条 研究代表者は、天災その他研究遂行上やむを得ない理由により、当該共同研究を中止、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、民間機関等の長と協議のうえ、共同研究を中止し、又はその期間を延長することを決定し、その旨を当該研究代表者の所属する部局長及び契約担当役に通知するものとする。

3 学長は、前項の規定により、研究期間の延長を決定する場合において、その期間の延長が当該年度を超える場合は、その旨を予算・決算担当役に通知し、当該手続きの完了した後に、決定するものとする。

4 第6条の規定は、共同研究を中止、又は期間を延長した場合について準用する。

(知的財産の出願)

第12条 研究代表者は、共同研究の結果、知的財産の創作を行った場合は、すみやかに学長に届け出なければならない。

2 学長及び民間機関等の長は、共同研究に伴い知的財産が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が行われるよう努めるものとする。

3 学長又は民間機関等の長は、研究担当者又は民間機関等の研究者が共同研究の結果それぞれ独自に知的財産の創作を行った場合において、出願を行おうとするときは、当該創作を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得るものとする。

4 学長及び民間機関等の長は、研究担当者及び民間機関等の研究者が共同研究の結果共同して知的財産の創作を行った場合において、出願を行おうとするときは、持ち分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、本学が民間機関等の長から知的財産を受ける権利を承継した場合は、学長が単独で出願を行うものとする。

5 学長は、前項本文の規定に基づき共同出願契約を締結する場合は、研究担当者が民間機関等の研究者との間で合意予定の持ち分案について、あらかじめ知的財産審査機関に諮問するものとする。

(知的財産権の実施)

第13条 学長は、共同研究の結果生じた知的財産について、本学に帰属する知的財産権(著作権及びノウハウは除く。)を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願したときから5年を超えない範囲内において独占的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。

2 学長は、共同研究の結果生じた知的財産について、民間機関等との共有に係る知的財産権を当該民間機関等の指定する者に限り、出願したときから5年を超えない範囲内において独占的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新す

共同研究取扱規程

ることができるものとする。

(第三者に対する知的財産権の実施の許諾)

第14条 学長は、前条第1項の場合において、民間機関等若しくは民間機関等の指定する者が、本学に帰属する知的財産権(著作権及びノウハウは除く。)を、前条第2項の場合において、民間機関等の指定する者が共有に係る知的財産権を、それぞれ独占の実施の期間中、学長と民間機関等の長が協議して定めた期間を超えて正当な理由なく実施しないとき、又は、当該知的財産権を独占的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、民間機関等及び民間機関等の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第15条 第13条及び前条により、本学が承継した知的財産権の実施を許諾したとき、又は、共有に係る知的財産権を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約に定める実施料を徴収するものとする。

(完了報告)

第16条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、完了報告書を学長に提出しなければならない。

(研究成果及び研究の実施状況等の公表)

第17条 共同研究による研究成果及び研究の実施状況等は、原則として公表するものとし、その公表の時期・方法について必要な場合には、学長は、民間機関等と協議のうえ、適切に定めるものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年10月30日から施行する。

附 則(平成11年4月1日一部改正)

この改正規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年2月28日一部改正)

この改正規則は、平成13年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成13年3月30日一部改正)

この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日一部改正)

この改正規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第127号)

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第406号)

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第509号)

この改正規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則(平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第680号)

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1047号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日一部改正：法人和歌山大学規程第1164号）

この改正規程は、平成22年12月17日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1757号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1951号）

この改正規程は、平成29年3月8日から施行し、平成29年3月1日から適用する。